

令和 5 年度

中東遠看護専門学校組合
定期監査結果報告書

中東遠看護専門学校組合
監査委員

1 監査の種類

定期監査(地方自治法第199条第4項)

2 監査の対象

中東遠看護専門学校組合における令和5年9月末日現在の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務事業の執行状況を対象とした。

3 監査の着眼点

組合の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、合規性・有効性の観点から最少の経費で最大の効果が挙げられているか、また、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかを着眼点とした。

4 監査の主な実施内容

中東遠看護専門学校組合監査基準に準拠し、提出された監査資料及び関係帳票を確認するとともに、組合事務局長及び関係職員から予算及び事務事業の執行状況を聴取し、適正かつ効率的に執行されているかを監査した。

5 監査の実施場所及び実施日

(1) 実施場所 袋井市 監査室

(2) 実施日 令和5年11月17日

6 監査の結果

監査の対象となった予算及び事務事業について、おおむね適正に執行されているものと認めた。

なお、監査の際に見受けられた軽微な事項については、その都度改善又は検討を指導したので記述を省略した。

7 監査所見

(1) 貴校設立の目的は、中東遠地域における看護師の養成である。優秀な学生を確保し、管内5病院等を始めとする地域の医療機関に求められる人材を育成することが重要である。優秀な学生の確保にあたっては、快適な学習環境の整備やホームページなどの広報活動等に取り組み、特に、近年のホームページについては、見やすさ、分かりやすさとともに、就職や国家試験対策、在校生や卒業生のブログ等掲載項目も多く、入学希望者から卒業生に対応しており、内容の充実が図られている。

引き続き、学生確保に努められるとともに、地域医療を支える人材として、管内5病院等の地域医療に求められる人材育成に御尽力されたい。

(2) 令和元年度をもって大規模改修を終わられているが、校舎等建築後30年を経過し、今後も定期的なメンテナンスが必要であることから、施設長寿命化計画に基づいた定期的な保全修繕に努められたい。また、将来、大規模改修等が発生した場合に備え、その資金調達方法を検討されたい。